

# 令和5年第4回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和5年4月26日(水) 14時00分～15時30分

1 場 所 南有馬庁舎 3階中会議室

## 1 出席者の氏名

教育長	松本弘明
教育委員	塩田絹代
教育委員	松尾哲
教育委員	吉田英則
教育委員	中村一也

## 1 欠席者の氏名

## 1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	五島裕一
教育総務課長	佐々木航
学校教育課長	大草修三
生涯学習課長	岡野俊作
文化財課長(兼)世界遺産推進室長	中村隆敏
教育総務課教育総務班長	井上実

## 1 議事日程

### 第1 開会

### 第2 前回会議録の承認

### 第3 会議録署名人の指名

### 第4 教育長報告・各課室報告

### 第5 議案審議

議案第8号 南島原市部活動の在り方検討委員会要綱の制定について

報告第1号 南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

報告第2号 南島原市教育支援委員会委員の委嘱について

報告第3号 南島原市社会教育委員の委嘱について

報告第4号 南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について

報告第5号 史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について

報告第6号 学校医の変更について

### 第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

### 日程 第1 開会

松本教育長

それでは、只今から、「令和5年第4回定例会」を開会いたします。

はじめに、「日程 第5 議案審議」に、「報告第6号学校医の変更について」を追加したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

それでは、議案審議に「報告第6号」を追加いたします。

### 日程 第2 前回会議録の承認

松本教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、「中村委員」を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

### 日程 第3 会議録署名人の指名

松本教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「松尾委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

それでは、会議録署名人に「松尾委員」を指名いたします。

### 日程 第4 教育長報告・各課室報告

松本教育長

日程第4「教育長報告・各課室報告」を行います。

教育長報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

(別紙により、教育長が出席した諸会議等の概要について報告。)

松本教育長

次に、「各課室報告」を行います。

教育総務課から順に報告をさせます。

各課長及び室長

(別紙により、各課室の諸会議等の概要について報告。)

松本教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

特にないようですので、以上で、「教育長報告・各課室報告」を終わります。

### 日程 第5 議案審議

松本教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

松本教育長

議案第8号「南島原市部活動の在り方検討委員会要綱の制定について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

「議案第8号 南島原市部活動の在り方検討委員会要綱の制定について」をご説明いたします。

提案理由といたしましては、南島原市立中学校において、今後の南島原市部活動の在り方について検討、協議するため、要綱を制定するものであります。

次のページをご覧ください。

本要綱の全文についてお示ししております。

第1条は「設置」で、内容につきましては、先ほど提案理由で御説明した内容となります。

第2条は「検討事項」を規定しております。検討事項としては3点ございまして、1点目が「南島原市立中学校の部活動の現状と問題点及び課題」、2点目が「南島原市立中学校の部活動の今後の在り方」、3点目が「その他必要な事項」としてしております。

第3条は「報告」を規定しており、検討結果については、教育長への報告をすることとしております。

第4条は「組織」を規定しており、検討委員会は20名以内の委員をもって組織することとしております。そして、第2項に委員長を選出は互選で行うこと、第3項に副委員長は委員長が指名すること、第4項に教育委員会が委員を委嘱することを規定しています。なお、委員の構成員は、次の2ページの別表に記載しているとおり、学校関係者として、南島原市校長会会長、南島原市中学校体育連盟会長、南島原市校長会中学校文化連盟担当、保護者代表として、南島原市PTA連合会代表、地域スポーツ・文化関係団体として、南島原市スポーツ協会代表、南島原市スポーツ推進委員会代表、NPO 法人コミュニティスポーツクラブ TEAM ひまわり代表、その他として、南島原市教育委員会が必要と認める者、としております。

第5条は「任期」を規定しており、委嘱の日から令和6年3月31日までとしております。また、第2項で欠員が生じた場合の任期について定めています。

第6条は「会議」の在り方について規定しております。

第7条は「庶務」を規定しており、庶務を教育委員会生涯学習課及び学校教育課において処理するとしております。

第8条は「その他」を規定しております。

附則により、本告示は、令和5年5月1日から施行するとしております。また、最初の検討委員会の会議は、南島原市教育委員会が招集するとしております。

説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松尾委員

この検討委員会は地域移行に向けての前段の現状を把握するものと考えてよろしいでしょうか。

学校教育課長

現状把握と今後、休日の部活動をどのように移行していくかの検討を含めて会議を進めていきたいと考えております。

松尾委員

地域移行の検討も行うのであれば、教育委員会で作成したたたき台を提示するのですか、それとも検討委員会での協議を基に柱を作っていくのですか。

学校教育課長

今の段階では、どのような進め方でいくか決まっておりませんが、まずは現状把握を行い、課題や問題点を洗い出して教育委員会で何パターンかたたき台

を作成し、検討委員会で協議していただくことになろうかと考えております。

吉田委員

委員さんのメンバーを見てみますと、スポーツクラブを中心に考えておられるような気がしますが、文化系にももう少し力を入れていただいた方が良いのかと思います。

学校教育課長

確かに委員の構成メンバーには校長会の中学校文化連盟担当しか入っておりません。委員の検討をするときに、市の文化協会も考えたのですが、中学校の文化系の部活動であるブラスバンド部の受け皿になるのは難しいと思われたことから、委員には入れておりません。しかし委員区分の「その他」に「南島原市教育委員会が必要と認める者」がありますので、例えばそこに退職をされた音楽の先生とかの協力を得られるようにできないかなとは考えております。

吉田委員

ブラスバンドが中心ですが、他にも絵とかも含めて検討していただけたらと思います。

松本教育長

他にございませんか。

特に無いようですので、お諮りいたします。

「議案第8号」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第8号」については、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長

次に、報告第1号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」を議題とします。

内容について、教育次長から説明させます。

五島教育次長

報告第1号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」をご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定により、別紙の者に対し辞令を発令したので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものでございます。

(南島原市教育委員会事務局職員辞令交付対象者一覧により説明)

以上で、報告第1号の説明を終わります。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようです。

「報告第1号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、報告第2号「南島原市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

報告第2号「南島原市教育支援委員会委員の委嘱について」を説明させていただきます。

提案理由は、南島原市教育委員会条例第3条の規定に基づき、教育支援委員会委員を委嘱したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものです。

教育支援委員会につきましては、本市に居住する心身に障害のある児童、生徒に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学支援の適正を期するため本委員会を置くものであります。

次のページをご覧ください。

令和5年度の教育支援委員会委員の委嘱については、名簿にお示ししているとおりとなります。

医師や必要と認められる委員につきましては、関係団体の推薦をいただいております。

また、新規に委嘱する委員については、黄色で示しております。

11番 松島委員につきましては、民生委員児童委員協議会からの推薦に基づき、会長である松島氏に委嘱しているところです。

関係教育機関の職員につきましては、校長会の組織改編により新たに委嘱しているところです。

関係行政機関の職員につきましては、所属部署の事務分掌により新たに委嘱しているところです。

以上、ご報告いたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようです。

「報告第2号」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次の、報告第3号「南島原市社会教育委員の委嘱について」と、報告第4号「南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、関連がありますので、一括して議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

生涯学習課長

報告第3号「南島原市社会教育委員の委嘱について」及び報告第4号「南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、南島原市社会教育委員と南島原市公民館運営審議会委員の委員を兼務とさせていただいておりますので、一括してご報告いたします。

南島原市社会教育委員は、社会教育法第15条第2項並びに南島原市社会教育委員条例第2条の規定により、南島原市公民館運営審議会委員は、社会教育法第30条、第1項並びに南島原市公民館条例第14条第2項の規定に基づき、委嘱するものでございます。

昨年4月に、18名の方の任命をしておりますが、今年度、4月の人事異動で代わられた1名を委嘱したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告いたします。

別紙のとおり、異動により山下雅史氏を委嘱するものです。

以上で、報告を終わります。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようです。

「報告第3号」及び「報告第4号」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、報告第5号「史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

文化財課長

報告第5号「史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について」をご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、委員の任期満了に伴い、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会条例第3条に基づき、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員を委嘱するものでございます。

次のページをご覧ください。委員の名簿を付けております。任期は1年間で、委員の変更はございません。

以上、ご報告いたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようです。

「報告第5号」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、報告第6号「学校医の変更について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

報告第6号「学校医の変更について」を説明させていただきます。

提案理由は、学校保健安全法第23条に基づき学校医を変更したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものでございます。

次のページの「令和5年度南島原市立小学校・中学校学校医名簿」をご覧ください。

学校医の変更ですが、令和5年度の学校医の委嘱にあたっては、南高医師会の推薦を踏まえております。

変更につきましては、

南有馬小学校の学校医に中村研二 先生

南有馬中学校の学校医に本多哲矢 先生

としております。

変更の理由については、特段ご報告する内容はございません。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようです。

「報告第6号」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

## 日程 第6 その他

松本教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

松本教育長

第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

松本教育長

只今説明しました件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定したものでございます。

以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、第2号「南島原市立小・中学校 学校評議員の委嘱について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

(南島原市立小・中学校 学校評議員について説明)

松本教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、以上で、「第2号」の報告を終わります。

松本教育長

次に、第3号「令和5年度教育委員会主要事業計画について」を議題とします。各課室長から説明させます。

各課室長

(令和5年度教育委員会主要事業計画について説明)

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

吉田委員

原城関係で、レンタサイクルの話がありましたが、今の状況等をお教えてください。

世界遺産推進室長

世界遺産推進室で10台所有しております。真砂に置いてあり、今は無料で貸し出してありますが、今後は有料化していく方向で検討しております。

また、観光の方で所有している自転車もありますので、今後、自転車歩行者専用道路が整備されれば、もっと幅広く活用できると考えておりますので、料金や活用方法等について協議を進めていく予定です。

松本教育長

他にございませんか。

塩田委員

今年度もたくさんの事業を計画していただいておりますが、市民の方々、若い方々にも届くようにSNSなどを活用して周知していただけたらと思います。

五島次長

現在でもFacebookやLINEなどで世界遺産関連等の情報を発信しておりますが、更にTwitterやTikTokなども活用できればと思います

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、以上で、第3号の報告を終わります。

松本教育長

次に、第4号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

次回の定例会は、5月26日、金曜日、午後2時から開催する予定としておりますので、よろしく申し上げます。

松本教育長

最後に、第5号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

教育総務課長

(長崎県市町村教育委員会連絡協議会 令和5年度総会及び合同研修会について)

学校教育課長

(新型コロナウイルス感染症関連について)

(小学校運動会・中学校体育大会について)

(給食異物混入について)

生涯学習課長

(ピアノデュオリサイタルの開催について)

文化財課長

(調査報告書の配付について)

松本教育長

他にございませんか

特にないようですので、以上で第5号の「その他」を終わります。

#### 日程 第7 閉会

松本教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時30分

会議録署名人

教育委員

記録職員